

令和3年4月1日から 石綿(アスベスト)の飛散防止対策が 強化されます

対象がレベル3(石綿含有成形板等)を含む全ての石綿含有建材に拡大

レベル1(吹付け石綿)、レベル2(石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材)だけでなく、レベル3(石綿含有成形板等)を含む全ての石綿含有建材が規制の対象に拡大されます。

特定粉じん排出等作業計画の作成、作業完了の確認及び結果の報告

石綿が見つかったときは、特定粉じん排出等作業の計画を立てて、計画に則って作業基準を遵守して除去、作業完了後の除去の状況の確認、発注者への結果の報告等が義務付けられます。

石綿含有仕上塗材やレベル3の除去作業に作業基準を設定

これまでマニュアル等で定められていた石綿含有仕上塗材やレベル3の除去作業に対して、法令で遵守すべき作業基準が設定されます。

【今後、施行される強化内容】

- ・事前調査結果の都道府県等への報告(令和4年4月1日から)
- ・事前調査の有資格化(令和5年10月1日から)

詳しい改正内容については・・・

二次元コードから読み込むか、
鹿児島市役所のHPのトップ画面から下記の順にクリック

環境・まちづくり



環境保全



公害防止



アスベスト



建築物等の解体等工事(解体、改造又は補修を伴う建設工
事)を行うときは(概要版)



建築物等の解体等工事(解体、改造又は補修を伴う建設工
事)を行うときは



【問い合わせ】鹿児島市 環境保全課

電話：216-1297 E-mail：kanho-hozen@city.kagoshima.lg.jp